

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景・目的

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムにより、物質的な豊かさを手に入れることができましたが、一方多くの資源やエネルギーが使用されこれら全てのものが、ごみとして処理する際にも多くのエネルギーが必要になります。私たちがものを大切にし、できる限りごみを出さない生活を送ることが、資源やエネルギーの消費の縮減に繋がるばかりか、地球規模の環境問題の解決にも繋がります。

直近のごみに関する課題としては、マイクロプラスチックによる海洋汚染や食品ロス対策が挙げられ、また、台風や地震等の災害時に排出される災害廃棄物処理についての検討も必要になっています。これらの背景には、廃棄物処理だけの問題だけでなく、既に起こっている地球温暖化や気候変動などによる地球規模の環境問題が関連しています。

そのため、平成27年9月に国連サミットで採択された持続可能な社会をめざして目標を掲げたSDGsの達成に貢献できる施策を展開する必要があり、国では、平成30年6月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、ライフサイクル全体での資源循環の徹底をめざすことなど、持続可能な社会づくりへの総合的な取組が示されています。

岩出市（以下、「本市」という。）では、平成15年3月に、「岩出市一般廃棄物処理基本計画」（前計画）を策定し、ごみ減量やリサイクルを基調とした自然と共生できる「循環型社会」のシステムをつくり上げるため、「ごみを出さない社会づくり」、「安定したリサイクル社会づくり」、「資源循環のための施設づくり」を目標に掲げ、「ごみ減量」、「リサイクル」、「最終処分量」について、その達成に向けて各種施策を実施してきました。平成24年7月からは、可燃ごみについて有料化を実施し、ごみの減量化・資源化を一層達成できるものとするため実行しております。

しかしながら、前計画策定以後、社会経済状況も大きく変化し、本市のごみの排出量は、1人あたりで、1日、979g（令和元年度（2019年度））となっており、前計画の目標達成には困難な状況であります。

廃棄物を巡る情勢の変化を踏まえ、これまでの取組、各家庭・事業所におけるごみ排出量・リサイクル率の推移を分析し、新たに令和3年度から概ね向こう10年間を計画期間とする次期「岩出市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定し、一般廃棄物（ごみ）を安定的かつ適正に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、循環型社会を実現することを目的に市民、事業者、市が共通の認識に立ち、それぞれが取り組むべき役割を明らかにします。

第2節 計画の性格・位置づけ

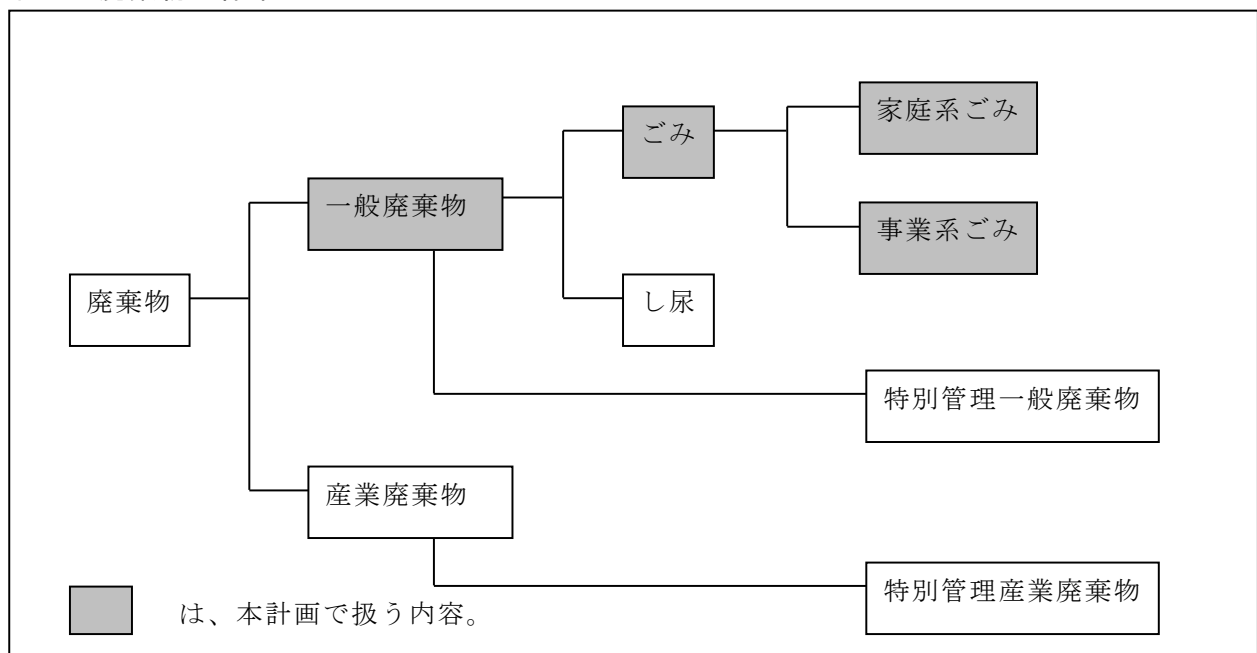
1. 計画の性格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は、当該市町村区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないこととされています。

一般廃棄物処理計画は、長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画であり、ごみ処理に関する基本的な事項について定める基本計画です。

今回新たに策定する本計画では、社会情勢やライフスタイルの変化等の中で、適正な処理を進めるために必要な将来目標を設定し、目標に向けたごみの減量化・資源化に関する基本的事項を定めることを目的とします。なお、一般廃棄物とは産業廃棄物以外の廃棄物のことを言い、その体系は図1に示すとおりです。

図1 廃棄物の体系



用語の定義

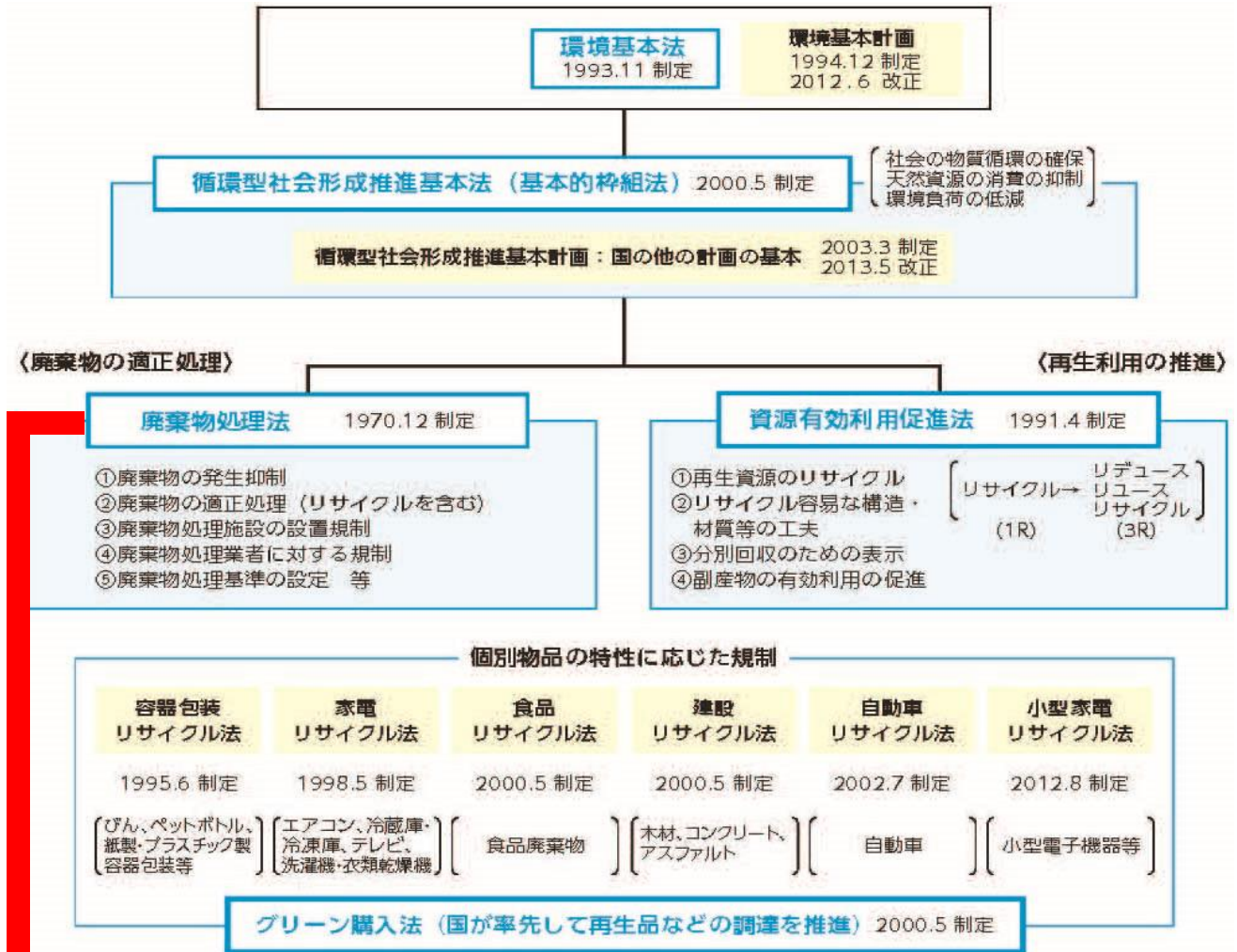
- 一般廃棄物 : 産業廃棄物以外の廃棄物
- 産業廃棄物 : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法令で定める廃棄物のうち20種類
- 家庭系ごみ : 一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ
- 事業系ごみ : 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物を除くもの
- 特別管理一般（産業）廃棄物 : 廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康または生活環境に係る被害を生じる恐れのある性状を有するもののうち、政令で定める一般廃棄物と産業廃棄物

2. 計画の位置づけ

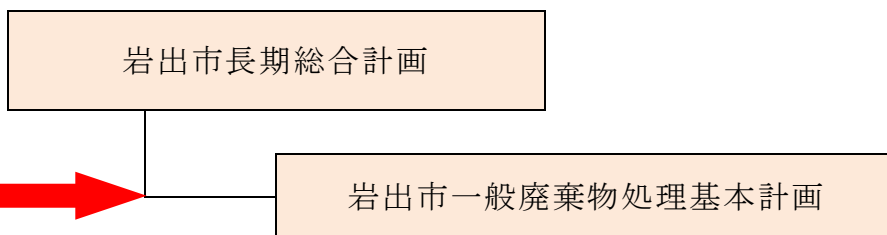
本計画は、一般廃棄物処理の長期的計画を策定するものであり、岩出市長期総合計画といった上位計画との整合性を図り、一般廃棄物に関する具体的な施策等を示すものである。図2に本計画と上位計画との関係を示す。

図2

国の法律・計画



本市における施策の体系



第3節 基本計画の範囲・策定の期間

本計画の区域は、本市全域とする。

本計画は、長期展望に立ち、中間年次を令和7年度、目標年次を令和12年度とした、概ね向こう10年間の廃棄物処理の基本施策について方向付けを行うものである。ただし、社会経済情勢の変化等により計画の前提となる諸条件に大きな変化があった場合には、適宜見直しを行うものとする。

計画目標達成年次：令和12年度（中間年次：令和7年度）